

第5章

計画の推進に向けて

1 区長部局との連携

教育行政の執行は教育委員会が所管するものだが、教育に関する予算の編成権限も教育行政の根拠となる条例案の提案権限も、区長が有している。また、同じ子どもを対象とした福祉行政は区長部局の所管となっている。

このため、子どもたちを健全に育成していくためには、区長部局と教育委員会との連携が不可欠となる。

特に、平成27年度から実施される教育委員会制度改革を控え、区長部局との調整や連携を、より緊密なものにしていくことが求められている。

(1) 教育委員会制度の改革

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に改正され、平成27年4月1日より施行される。この法律改正では、①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、③「総合教育会議」の設置、④教育に関する「大綱」の策定がポイントとされている。

現在、区長が議会の同意を得て任命した任期4年の5人の教育委員で教育委員会を構成し、委員の選挙によって教育委員長を選任するとともに、教育長は教育委員会が任命することとなっている。改正法では、区長が議会の同意を得て任期4年の4人の教育委員を任命するとともに、教育委員とは別に、教育委員長の権限と教育長の権限を併有する任期3年の新「教育長」を、区長が議会の同意を得て任命することになる。新「教育長」は、教育委員会を代表して会務を総理するものである。

また、教育委員の定数1/3以上からの会議の招集請求と教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告義務によって、教育長へのチェック機能を強化し、会議の議事録の作成・公表によって会議の透明化を図ることとされているが、豊島区では、いずれも従来から実施している。

新たに設置される「総合教育会議」は、区長と教育委員会とで構成し、区長が招集する。教育行政の大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整し、実現に向けて緊密な連携を図っていく。ただし、教科書の採択や教職員の人事など、特に政治的中立性の高い事項に

については協議・調整の対象にすべきではないものとされている。

教育に関する「大綱」は、教育の目標や施策の根本的な方針を指し、総合教育会議において、区長と教育委員会とが協議・調整を尽くしたうえで、区長が策定する。区長及び教育委員会は、策定した大綱に基づいて、各々の事務を執行することになる。

(2) 放課後対策の充実

小学生の放課後の時間を豊かにするため、学童クラブと全児童を対象とする育成事業を総合的に展開する「子どもスキップ」と、地域の方々をコーディネーターや指導員に招き、様々な教室を開催して、子どもたちに体験と交流の場を提供する「放課後子ども教室」を、小学校施設を利用して一体的に展開しており、平成 27 年度には 21 校で、平成 29 年度には 22 の全小学校で実施する計画である。

小学校施設を利用することで、子どもたちに安全で、安心して活動する場所、時間、仲間を用意することができる。また、地域の方々に運営に参画していただくことによって、地域、学校、家庭、行政の連携が深まり、地域における子どもたちの健全育成活動や見守り活動の広がりにつながっている。

「子どもスキップ」は子ども家庭部が、「放課後子ども教室」は教育委員会が所管しているが、今後は、子どもたちの遊びやスポーツ、工作、読書などとともに、学習にも重点を置いた事業展開を推進していく。このため、子ども家庭部と教育委員会とが、より一層緊密な連携を図っていく必要がある。

(3) 学校施設整備

3-1 学校施設の現状

平成 26 年度現在、区立小・中学校 30 校のうち、12 校（小学校 10 校、中学校 2 校）が築 50 年を超えているため、計画的に改築を進めるとともに、改築するまでの間の学校については、老朽化対策を講じていく。

3-Ⅱ 豊島区立小・中学校改築計画

(1) 改築計画の内容

- ① 築50年を超える老朽化した学校を対象にして、仮校舎の確保等改築条件が整った段階で、計画に位置付け、学校改築を着実に進める。
- ② 「豊島区立小・中学校改築計画」に基づき、今後、平成34年度までの間に11校を改築する。既存校（19校）については、改築するまでの間、予防保全型の改修により、計画的に施設を改修し、教育環境の向上を図る。

<図表16> 学校改築計画

学校名		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
1	池袋第三小	設計	工事 (仮校舎:旧真和中)						
2	校舎併設型小中連携校 池袋本町地区	池袋中 校地			校庭 工事				
		池二小 校地	工事		池袋中 開校	池袋本町 小開校			
		文成小 校地	池袋本町小学校						
3	巣鴨北中	考える 会	基本・実施設計		工事 (仮校舎:旧朝日中)				
4	池袋第一小		考える 会	基本・実施設計		工事 (仮校舎:旧文成小)			
5	千川中				考える 会	基本・実施設計		工事 (仮校舎:旧真和中)	

(2) 改築の基本的な考え方

① 教育方法及び内容の多様化に対応した改築

- ア 各教室に電子黒板機能付きのプロジェクター及びタブレット端末を設置し、ICT環境を整備する。

* 考える会

学校改築にあたり、地域の意見を設計に反映させるために、PTA、町会等地域の方を委員として組織する会議

- イ 学校図書館を校舎の中心に配置し、タブレット端末等 I C T 環境を整え、図書閲覧や調べ学習ができる「学習情報センター」として整備する。
- ウ 「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯科疾患の予防と口腔衛生の向上を図るため、洗口所を増設する。



洗口所の様子

② エコスクール化の推進

環境への負荷を低減した学校施設の整備を進める。

- ア 屋上緑化、壁面緑化、保存樹・移植樹、桜・果実樹等の植樹、ビオトープや学年園・学校園・菜園の設置
- イ 太陽光発電等再生可能エネルギー設備の導入、LED等省エネルギー設備の導入、雨水の利用等効果的に組み合わせた環境負荷低減の施設整備
- ウ 周辺環境と調和したみどりの拠点として学校を整備し、周辺地域とみどりのネットワークを形成するまちづくりを目指す。
- エ 校庭には全天候型熱交換塗料を施し、ヒートアイランド現象対策を図る。

* エコスクール
環境を考慮した学校施設

*ヒートアイランド対策効果

校庭の仕様	効果（夏期の表面温度）
全天候型（熱交換塗料）	-10℃
生芝	-5℃
人工芝	-3℃
土	+5℃
全天候型	+10℃

③ 防災拠点として整備

学校は、災害時に救援センターとして開設するため、体育館の冷暖房化、マンホールトイレの設置、72時間対応可能な非常用電源設備の整備、停電時事も使用可能なソーラーライトを校門等の出入り口に設置する。

また、障害者や高齢者等の避難生活に配慮して、施設のバリアフリー化や和室等の畳スペースを確保する等救援センター機能を強化し、地域の防災拠点として整備する。



学習院大学とともに「みどりの核」を形成する目白小学校



体育館内にある防災備蓄倉庫

④ 地域コミュニティの拠点として整備

ア 地域の特性を生かした、地域と調和した学校、景観や街並みの形成に貢献できる学校施設とすることが重要である。

イ 地域との連携・交流の図れる施設として、会議室等を地域住民が利用しやすい位置に配置するとともに、教育施設と動線を分け、独立した施設配置とし利便性の向上を図る。

3-Ⅲ 既存施設の改修

(1) 改築のノウハウを生かす

ICT環境の整備、学習情報センターの設置、トイレ改修、校庭改修、洗口所の整備等これまでに培ってきた改築のノウハウを生かし、各校の状況に応じて適切に整備する。

(2) 今後の長寿命化改修

① 予防保全

ア 計画的に施設整備の点検・修繕を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」の管理体制を構築する。

* 長寿命化改修

老朽化した建物について、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げる改修を行うこと。

イ 学校施設の劣化状況や教育内容及び方法への適応状況など適切に把握するとともに、把握したデータを基に評価を行い、適時・適切な整備ができるよう、改修実施時期や規模等を定めた中長期的な設備計画を策定し、計画的に整備する。

② 改修の考え方

長寿命化改修にあたっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すのではなく、近年の多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な計画とすることにより教育環境の質的な向上を図る。

3-IV 今後の課題

少子化の動向や児童生徒数の将来推計を反映した学校施設の適正配置や他の公共施設との複合化の検討など、区長部局と連携し、施設整備に関して、今後必要な情報の収集や分析等を行いつつ、更に検討を行っていく必要がある。

2 周知・進行管理

(1) 計画の周知と実践

本計画は、豊島区で学び生活する幼児・児童・生徒が、目指す子ども像である「夢に向かって 未来を切り拓く としまの子」として健やかに成長していくよう、進めていく施策を示したものである。

この計画を着実に推進していくためには、「子どもに学びがいを、教師に教えがいを、学校に元気を」を合言葉に、教育委員会、学校（幼稚園を含む。以下同様）、家庭、地域が、施策の実施に関する役割分担を明確にして遂行していく必要がある。学校が取り組む課題には、全校が一致して取り組むものや、個々の教員が毎日の授業実践のなかで対応していくもの、教育研究校を指定し先進的に取り組んでいくものがある。そのため、計画の推進にあたっては、校長会・園長会での協議や教育の実践者である教職員への十分な周知と理解が大切である。それと同時に、学校の教育活動をともに進め支援していただく家庭や地域などへ、広く計画を周知して協力体制を築いていく必要がある。

(2) 計画の進行管理

本計画を実行性あるものとするためには、適切な進行管理が不可欠である。計画の進行管理は、毎年、学校等の協力を得て実施状況を検証していくとともに、重点施策は未来戦略推進プランで重点施策に盛り込み、区長の主宰する総合教育会議及び教育委員会の基本方針に位置付けて推進していく。

(3) 成果指標と目標

施策の成果を測ることを目的として、施策ごとに成果指標を設定する。成果指標の目標年度は平成31年度（5年目）とする。

指標1 「確かな学力」の育成について

① 「区独自の学力調査」の各教科の学習状況について、「おおむね満足」

と評価できる児童・生徒の割合が70%以上となることを目指す。

- ② 「区独自の学力調査」の意識調査において、「もっと勉強して、いろいろなことを知りたいと思う。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が70%以上となることを目指す。

指標2 「豊かな人間性」の育成について

- ① 各小・中学校が実施する児童・生徒アンケートにおいて、「学校生活は楽しい・充実している。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が75%以上となることを目指す。
- ② 「区独自の学力調査」の意識調査において、「人の役に立つことを、自分から進んでする。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が80%以上となることを目指す。

指標3 「健やかな心と体」の育成について

- ① 「区立小・中学校児童・生徒の体力・運動能力調査」で、全ての種目(8種目)で都の平均を上回ることを目指す。
- ② 「区独自の学力調査」の意識調査において、「早寝・早起き・朝ごはん」の推奨という項目に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が90%以上となることを目指す。

指標4 教師力の向上と教育環境の整備について

- ① 「区独自の学力調査」の意識調査において、「学校の授業はよくわかる。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が70以上となることを目指す。
- ② 児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における不登校出現率について、小学校0.2%以下、中学校2%以下となることを目指す。

指標5 地域に信頼される教育について

- 各小・中学校が実施する保護者アンケートで、学校の教育活動に「大変満足している」「満足している」と回答する保護者の割合が70%以上となることを目指す。

指標6 未来を切り拓くとしまの子の育成

- 区立幼稚園が実施する保護者アンケートにおいて、「幼稚園の教育に満足している。」という質問に肯定的な回答をする保護者の割合が70%以上になることを目指す。

